

第二條 補給金ハ毎年左ニ掲グル當該年産ノ米穀ニ付

米穀生産者ニ之ヲ交付ス

- 一 自作者ニ在リテハ管理米トシテ出荷シタルモノ
- 二 小作者ニ在リテハ管理米トシテ出荷シタルモノ
- 及小作料トシテ納付シタルモノ

第三條 補給金ノ額ハ玄米又ハ精米ニ付テハ一石當十

五圓五十錢トシ穀ニ付テハ十貫當二圓八十錢トス

第四條 米穀生産者補給金ノ交付ヲ受ケントスルトキ

ハ第二條ニ掲グル米穀ニ付食糧管理事務取扱員ノ確

認ヲ受クベシ

第五條 食糧管理事務取扱員前條ノ確認ヲ爲シタルト

キハ確認證明書ヲ作成シ之ニ當該米穀生産者ヲシテ

認證ヲ爲サシメ當該米穀生産者ガ販賣組合ノ組合員

タル場合ニ於テハ其ノ所屬スル販賣組合ニ、組合員

ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ補給金ノ交付ヲ受クルコ

トヲ得ベキ米穀ヲ寄託シタル農業倉庫業者又ハ其ノ

所屬スル農事實行組合ノ加入スル販賣組合ニ提出ス

ベシ

第六條 販賣組合又ハ農業倉庫業者ハ前條ノ規定ニ依

リ食糧管理事務取扱員ヨリ確認證明書ノ提出アリタ

ルトキハ補給金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ米穀ノ

聯合會ニ之ヲ送付スベシ

第八條 全國購買販賣組合聯合會ハ前條ノ規定ニ依リ

販賣組合聯合會ノ送付シタル補給金交付請求書ニ依

リ補給金ノ交付ヲ農林大臣ニ申請スベシ

第九條 補給金ノ交付ヲ受ケタル者補給金交付ノ申請

ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキハ農林大臣ハ交付シ

タル補給金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアル

ベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

米穀生産獎勵金交付規則ハ之ヲ廢止ス但シ昭和十七年

産米ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

臺灣住宅營團令中改正の件公布

臺灣住宅營團令中改正の件は、昭和十八年八月十三

日付官報を以て左の如く公布せられた。

臺灣住宅營團令中改正ノ件

(昭和十八年七月二十一日 律令第十六號)

臺灣住宅營團令中左ノ通改正ス

第三條中「百五十萬圓」ヲ「二百二十五萬圓」ニ改ム

第二十四條中「臺灣所得稅令」ノ下ニ「及臺灣資本利子

及都市別生計費指數を官報所載のものより再掲すれば

全國生計費指數

本表は月收百圓以下六十圓以上の勞働者、給料生活

勞働者

生計費指數 一月 二月 三月 四月 五月 六月

二五七 二五九 二六三 二六四 二六五 二六三

內譯

飲食料費 二八九 二四〇 二四二 二七一 二七三 二七〇

住居費 二七四 二八〇 二九四 二九〇 二九一 二九六

光熱費 二五〇 二五二 二五八 二五四 二五七 二五七

被服費 二九二 二九六 三〇五 三〇八 三〇七 三〇六

其ノ他ノ諸費 二二〇 二二五 二二七 二二五 二二四 二二四

給料生活者

生計費指數 一月 二月 三月 四月 五月 六月

一五三 一五七 一五七 一五九 一六〇 一六三

內譯

飲食料費 二〇三 二〇四 二〇四 二〇三 二〇五 二〇五

住居費 二二二 二二〇 二二八 二三三 二三八 二三二

光熱費 一四六 一四六 一四七 一四八 一四八 一四八

被服費 二八七 二九〇 二九三 二九三 二九三 二九三

其ノ他ノ諸費 二六一 二七三 二七三 二七三 二七三 二七三

各都市生計費指數

本表は月收百圓以下六十圓以上の勞働者、給料生活

統計局調査に係る昭和十八年一月より六月迄の全國

本邦最近の生計費指數

者の生活に付昭和十二年七月を一〇〇として比較したる生計費指数なり。

(1) 労働者

	一月	二月	三月	四月	五月	六月
札幌市	一五七〇	一五七二	一五九七	一六八八	一六五〇	一六〇七
仙台市	一五九四	一六三〇	一六〇二	一六四四	一六五八	一六七八
山形市	一七〇四	一七〇七	一七〇四	一七〇七	一七〇二	一七〇五
郡山市	一五九八	一六五五	一六四六	一六七二	一六五五	一六八九
前橋市	一六〇〇	一六八八	一六九二	一七二二	一七〇七	一七〇四
東京市	一四八九	一五八八	一五八八	一六〇四	一六〇八	一六〇四
横濱市	一五八七	一五七七	一六〇三	一六三二	一六〇七	一六〇二
新潟市	一六〇二	一六二二	一六〇七	一六〇二	一六〇七	一六〇二
金澤市	一五二〇	一五五二	一五五五	一六〇三	一六〇五	一六〇二
松本市	一五九六	一五九二	一六〇二	一六四二	一六五二	一六〇二
濱松市	一六六五	一六八八	一七二二	一七五八	一七五三	一七五三
名古屋	一四八八	一五八二	一五七〇	一五八八	一六〇七	一六〇九
京都市	一五五三	一五七七	一五九二	一六三九	一六〇八	一六〇五
大阪市	一五三二	一五八〇	一五九二	一六三九	一六〇八	一六〇五
神戸市	一五三六	一五七二	一五八〇	一六〇三	一五九七	一五九七
鳥取市	一六〇五	一六三二	一六四六	一七〇二	一七〇六	一七〇二
岡山市	一五六七	一五八四	一六〇四	一六三九	一六三三	一六三三
広島市	一六七四	一六九二	一七〇八	一七三六	一七三八	一七四四
徳島市	一六七四	一六五五	一七二二	一七二五	一七二二	一七二二
今治市	一五九〇	一六〇五	一六〇二	一六九二	一六八八	一六八四
八幡市	一四四〇	一四三三	一四三三	一四三三	一四三三	一四三三
長崎市	一四三二	一四三三	一四三三	一四三三	一四三三	一四三三
熊本市	一五六六	一五六二	一五六二	一五六二	一五六二	一五六二
延岡市	一五六四	一五六九	一五六八	一五六六	一五六三	一五六三

(2) 給料生活者

報 七五

ビルマの獨立

諸民族をして眞にその所を得しむることを目的とする大東亞共榮圈建設の方圖に隨ひビルマをして英帝國の羈絆より解放し之に獨立國としての待遇を附與せんとする方針は夙に帝國政府の正式聲明せる所であつたが、昭和十八年八月一日ビルマ國は獨立宣言並に對米英宣戰布告を以つて名實共にその宿志を實現するに到つた。

右獨立に關する帝國政府聲明及び東條首相談を掲ぐれば左の如くである。

帝國政府聲明

本一日ビルマは獨立を宣言し即日米英兩國に對し宣戰を布告せり、帝國は直に同國を承認し、之と同盟條約を締結し大東亞戰爭の完遂と大東亞の共同建設の爲、緊密に協力すべきことを盟約せり。

顧みるにビルマは英國の壓制下に呻吟すること既に

百有餘年茲に其の宿望を達成し獨立の榮を擔ひ今や驟然起つて帝國と共に米英擊滅の共同戰線に立つ之萬邦をして各々其の所を得しめ兆民をして悉く其堵に安んぜしむる肇國の大精神に基づき東亞積年の禍根を芟除して新秩序の建設を期せんとする、帝國の同慶措く能はざる所なり今や滿洲國は其の國力を擧げて帝國の戰爭遂行に協力し中華民國並にタイ國は既に帝國と完全なる協力の下に共同の戰爭完遂に邁進しつゝあるの秋、茲に亦ビルマ國の獨立蹴起聖戰參加を見るに至り大東亞の結束愈々固きを加へたり帝國は是等各國との提携を愈々緊密にして歐洲に於ける盟邦と相呼應して共同の宿敵米英を擊破し以て道義新秩序の建設に邁進せんことを期す茲に帝國政府の所信を中外に闡明す

東條首相談

本日ビルマは獨立を宣言して米英に對し宣戰するに至り、帝國は直にビルマ國を承認し、同國との間に同盟條約を締結した。

懷へば永きに亘り、ビルマは獨立の熱望を有し乍ら、英國の壓制の下に、塗炭の苦しみを續けて來たのである。然るに大東亞戰爭勃發するや、御稜威の下皇軍將兵の善謀勇戰に依り、忽ちにして米英軍はビルマより一掃せられ、ビルマ内外の情勢は全く一變するに至つた。ビルマ更生の回天の業は急速に進展し、ビルマ多年の宿望は大東亞戰爭開始以來僅かに一年有半にして達成せらるゝに至つたのである。茲にビルマ獨立の歴史的記念の日を迎へ聖恩の廣大無邊なるに感激すると共に、ビルマ國の爲沓に御同慶に堪へない次第である。本日の此の目出度き日を迎へ得る迄の間、ビル